

注 文 書

- 1 契約番号 2026001023
- 2 件 名 古川出土文化財管理センターLED 照明器具賃貸借
- 3 場 所 大崎市古川川熊字長者原11番地100
- 4 期 間 令和 8年 12月 1日から
令和 18年 11月30日まで
- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 別表「LED照明器具仕様及び数量一覧」
 - (3) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市教育部文化財課

古川出土文化財管理センターLED 照明器具賃貸借仕様書

1 賃貸借の名称

古川出土文化財管理センターLED 照明器具賃貸借

2 賃貸借の目的

本賃貸借は、大崎市内の施設において、既存照明設備を LED 照明器具に交換することで、温室効果ガスの排出量の削減、消費電力の抑制及び維持管理費の削減を図ることを目的とする。

3 設置施設

大崎市古川出土文化財管理センター
(大崎市古川川熊字長者原 1 1 番地 1 0 0)

4 設置期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日

5 賃貸借期間

令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 1 8 年 1 1 月 3 0 日まで (1 2 0 か月)
※賃貸借期間満了後の設備一式は、大崎市に無償譲渡するものとする。

6 賃貸借物品の仕様及び数量

- (1) 照明器具及び光源 (LED) は、一般社団法人公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」において LED 照明器具の評価書を交付されている国内メーカーであること。
- (2) LED 照明ランプ及び LED 照明器具は、ISO9001, ISO14001 認証を取得している製造工場で生産されていること。
- (3) 宮城県内の自治体において、施設へ同種事業による導入実績があるメーカーの製品とすること。
- (4) その他仕様、数量は別表「LED 照明器具仕様及び数量一覧」のとおり。

7 賃貸借及び業務内容

- (1) LED 照明器具、設置に必要な付属品一式の賃貸借 (動産総合保険を含む)
- (2) LED 照明器具、設置に必要な付属品一式の取替工事 (廃棄物処分を含む) 既存照明器具 (蛍光灯等)、安定器等を撤去し、調達した LED 照明器具等を設置する。
- (3) 賃貸借契約期間内の設置物の維持管理 (定期点検、物品の交換、修繕、不点灯時の対応等)

8 LED 照明器具等の取替工事

- (1) 契約後、速やかに施工計画（工程表，作業体制，安全管理計画等）について，次の資料を提出し発注者と協議すること。
 - (ア) 機器設置に関する工程表（任意様式）
 - (イ) 機器構成一覧表（任意様式）
 - (ウ) 作業体制表（任意様式）
 - (エ) 機器設置業者及び維持管理体制表（任意様式）
- (2) 設置前に，現場調査，回路調査を十分に行った上で作業を実施すること。
- (3) 設置作業に使用する雑材は全て新品とする。
- (4) 取替工事にあたっての安全管理については，発注者と打合せを行い，受注者の負担で安全管理に必要な措置を講ずること。また，設置作業により生じた施設設備，電気機器等への不具合や事故については，受注者の負担により対処すること。
- (5) 設置作業において発生する軽微な工事，補修等については，本契約の範囲として実施すること。
- (6) 停電等，運営上必要な機能を停止する場合は，事前に発注者と日程等を調整し，事故等を防止すること。
- (7) 機器等の搬入出の経路については，施設管理運営上の支障に留意し，施設管理者の承諾を得ること。
- (8) 取替工事及び検査を含むすべての作業について，発注者と協議の上作業日程を調整すること。
- (9) 現場建物等に損傷を与えることの無いよう十分に注意し，万一損傷した場合は，受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
- (10) 撤去した器具は，関係法令に基づき適切な処分を行うこと。
- (11) 設置が完了した LED 照明器具から，使用の試行を行うこととし，賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合は，受注者において復旧を行うこと。
- (12) 発生材の処理については，全て施設外に搬出し，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」，その他関係法令に従い適切に処理すること。検査においては，マニフェスト等を確認すること。
- (13) 履行内容の全ての経費を賃貸借料に含めることとする。
- (14) 既設・養生に関する留意事項
 - (ア) 既設フローリングが損傷しないように，シート，合板，ゴムマット養生等を行うこと。
 - (イ) 器具等の保管場所については，施設管理者と協議すること。
- (15) 作業中に事故が発生した場合は，直ちに発注担当者に連絡し，事故発生報告書を発注者へ速やかに提出すること。
- (16) 取替工事完了後は，完成図書（完成図，着手前 - 施行後の状況がわかる写

真，賃貸借物品一覧表，設置機器の図面等）を提出すること。

- (17) 本仕様書に記載のない事項については，公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）によるものとし，疑義が生じた場合は，発注者と協議すること。

9 LED 照明器具等の維持管理

- (1) 賃貸借期間満了までの間，正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
- (2) 賃貸借期間内の器具の不点灯及び照度低下（基準値以下），原因不明の不具合等については，受注者の責任において交換または補修を行うこと。なお，その場合の費用については，工事費用を含め全て無償とすること。
- (3) 受注者は，照明器具設置後から賃貸借期間内において，保険（動産総合保険等）に加入し，機器の瑕疵や，落雷，暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合は速やかに修繕・交換等を行うこと。
- (4) 受注者は，賃貸借期間内の維持管理について，緊急連絡先，担当者名を記載し，書面で発注者へ届出ること。

10 賃貸借契約に含まれる事項

- (1) LED 照明器具及び設置に必要な附属品一式
- (2) LED 照明器具及び設置に必要な附属品一式の取替工事に係る工事費
- (3) 既存照明器具（蛍光灯等）安定器等の撤去・処分費用
- (4) 賃貸借に係る金利及び保険費用（動産総合保険等）
- (5) 設置物の維持管理費用（定期点検，物品の交換，修繕，不点灯時の対応等）

11 支払い条件

毎月末締めとし，請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

12 現地調査

対象施設における現場状況の確認等，現地調査を希望する場合は，訪問施設及び日時を事前に発注担当課に連絡し，日程調整の上行うものとする。

- (1) 担当窓口 大崎市教育委員会文化財課 保護担当

電話：0229-23-2214 FAX：0229-23-1011

13 その他

その他，この業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は，双方協議の上定める。

1 4 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 5 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 6 三者間契約について

三者間契約も可とする。

なお、三者契約を行う場合は次のとおりとする。

- (1) 入札は、公告の入札に参加する者に必要な資格に関する事項に記載のとおり業種、部門に登録のある業者が行うこと。
- (2) 第三者は大崎市の入札参加登録業者であること。
- (3) 公告の入札後審査郵送方式一般競争入札公告共通事項 3（1）ウに記載

のある書類のほか、第三者の入札参加登録通知書の写しを同封すること。

(別表) LED照明器具仕様及び数量一覧

1. 照明器具の共通仕様

- (1) 選定する照明器具は一般社団法人公共建築協会の評価名簿（電気設備機材等）登録があり、販売実績及び国又は地方自治体において類似の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (2) 製品は、ISO9001・ISO14001認証を取得している製造工場で生産されていること。
- (3) 照明器具及び光源（LED）は、未使用品であること。
- (4) 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。
- (5) 電源内蔵型LEDベースライトは不具合発生時に交換対応の迅速性を考慮し、光源部が交換可能なものとし、電源ユニットは光源部に内蔵していること。

2. 照明器具の共通仕様

照会 記号	数量	器具光束 [lm]	定格消費電 力 [W]	質量 [g]	色温度 [K]	演色評価数 [Ra]	設計寿命 [時間]	電源位置	機能	交換方式	その他
A-1	1	-	0.9W以下	700g以下	5,000K	Ra70以上	-	内臓	-	器具交換	
A-2	1	2000lm以上	15.3W以下	3.3kg以下	5,000K	Ra85以上	40,000時間以上	内臓	-	器具交換	
B-1	3	1000lm以上	7.5W以下	1.2kg以下	5,000K	-	40,000時間以上	内臓	-	器具交換	
C-1	4	1500lm以上	12W以下	170g以下	5,000K	Ra83以上	40,000時間以上	内臓	-	ランプ交換	
D-1	13	1,000lm以上	6.1W以下	120g以下	5,000K	Ra 8 3 以上	40,000時間以上	内臓	-	ランプ交換	
D-2	99	2,500lm以上	13.8W以下	220g以下	5,000K	Ra 8 3 以上	40,000時間以上	内臓	-	ランプ交換	
E-1	1	700lm以上	7.5W以下	2.5kg以下	5,000K	Ra85以上	40,000時間以上	内臓	-	器具交換	
E-2	14	4000lm以上	34W以下	4.5kg以下	5,000K	Ra85以上	40,000時間以上	内臓	-	器具交換	
F-1	21	1500lm以上	18W以下	1.9kg以下	3,000K	Ra85以上	40,000時間以上	内臓	-	器具交換	

3. 数量一覧

No.	場所	既存器具	既存光源	器具 台数	ランプ 数量	交換方式	照会 記号
1	整理室	ベースライト	FLR40	9	18	ランプ交換	D-2
2	調査記録保管室	ベースライト	FLR40	6	12	ランプ交換	D-2
3	歴史学習室	ベースライト	FLR40	5	5	器具交換	E-2
4	歴史学習室	ベースライト	FLR40	10	20	ランプ交換	D-2
5	歴史学習室	ダウンライト	ハロゲン80W	21	21	器具交換	F-1
6	廊下	ベースライト	FL20	1	1	器具交換	E-1
7	廊下	スクエア照明	FL20	2	8	ランプ交換	D-1
8	廊下	非常灯	ハロゲン9W	1	1	器具交換	A-1
9	階段	ベースライト	FL20	2	2	ランプ交換	D-1
10	トイレ	ベースライト	FL20	1	1	ランプ交換	D-1
11	給湯室	ベースライト	FL20	1	1	ランプ交換	D-1
12	軒下	ダウンライト	IL100W	4	4	ランプ交換	C-1
13	外壁	ブラケット	FL20	3	3	器具交換	B-1
14	書庫	ベースライト	FLR40	15	30	ランプ交換	D-2
15	書庫	ベースライト	FLR40	9	9	器具交換	E-2
16	書庫	ベースライト	FLR40	19	19	ランプ交換	D-2
17	階段	ベースライト	FL20	1	1	ランプ交換	D-1
18	階段	階段通路誘導灯	FL20	1	1	器具交換	A-2

古川出土文化財管理センターLED照明器具賃貸借

参 考 明 細 書

設計明細書

[illegible]

設計明細書

[illegible]